

# 資料 1

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例の要旨（議案第5号）

## 1 改正内容

- 平成30年度12月期に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引上げ  
【平成30年12月1日適用】
- 平成31年度以後の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を改正  
【平成31年4月1日適用】

### □特別職の支給割合（期末手当）

区 分	6月期	12月期	総支給割合
平成30年度〔現 行〕	2.125月	2.275月	4.40月
平成30年度〔改定後〕	2.125月	<u>2.325月</u>	<u>4.45月</u>
平成31年度以後	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>	4.45月

### 《参 考》

### □一般職の支給割合（期末・勤勉手当計）

区 分	6月期	12月期	総支給割合
平成30年度〔現 行〕	2.125月	2.275月	4.40月
平成30年度〔改定後〕	2.125月	<u>2.325月</u>	<u>4.45月</u>
平成31年度以後	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>	4.45月